



具体的な施策展開

計画目標の実現に向けて、現況課題、計画の基本的な考え方、基本方針を踏まえ、以下の3項目を早急に取り組むべき施策とし、それぞれについて具体的な方向性を以下の通り設定しました。

また、施策展開にあたっては、『都心部』及び『駅周辺』を重点地区として定め、「早期に進める施策」と「効果を確認しながら進める施策」に区分し、施策を進めることとしました。

●自転車走行空間の明確化

7ページ参照▶

自転車走行環境の改善に向けては、課題が顕著な路線を中心として、道路ごとの特性と総合的なネットワークに配慮し、できる限り歩行者と自転車と自動車の走行空間を明確にすることにより、歩行者・自転車それぞれが安心・安全に利用できる道路空間を整備します。

▶ 道路構造を大きく変えずに実施することが可能な道路からはじめるなど、道路ごとの特性に応じた効果的な整備手法を検討し、施策を適切に選択しながら、走行空間の明確化に取り組みます。

総合的な駐輪対策の推進

8ページ参照▶

- 鉄道との乗継需要は公共側が整備し、通勤や買い物など、目的施設の需要については原因者である施設側での整備を基本とします。
- 目的施設での需要の多い都心部においては、喫緊の課題に早急に対応することができないことから、公共も事業者と連携して整備を進めます。
- 地域によって異なる自転車の利用特性に配慮し、駐輪場の整備内容や料金政策についての検討やバス交通などの公共交通とのバランスを考慮するなど、需要の質や適正量に応じた駐輪場整備を進めるとともに、放置禁止区域の拡大等を行うことで、迷惑駐輪を減らす取り組みを進める

▶ 様々な施策を効果的に組み合わせながら、総合的な駐輪対策に取り組みます。

ルールやマナーの効果的な周知と啓発

9ページ参照▶

- 自転車走行空間や需要特性に応じた駐輪場が確保された場合でも、自転車利用者のルールの遵守や、マナーの配慮が必要です。
- 歩行者や車いす、ベビーカー、自転車や原付、自動二輪車、乗用車、バス、貨物車など、道路は様々な形態で共有しているという認識を持ち、他の利用者に配慮しながら、道路を利用していくことが重要です。
- 自転車の通行方法、二人乗り・無灯火・携帯電話の禁止、迷惑駐輪の禁止などルールの遵守はもちろん、歩道での押し歩きなどのマナー、自転車の賠償責任保険への加入、歩道通行時の歩行者に対する配慮など、自転車利用者自身がルールの遵守、マナー向上の意識を持つことが必要です。

▶ 様々な広報・教育活動等を通じて、幅広く、効果的に周知と啓発を図り、安全な自転車利用環境の構築に取り組みます。

重点地区

6ページ参照▶

施策の進め方

10ページ参照▶

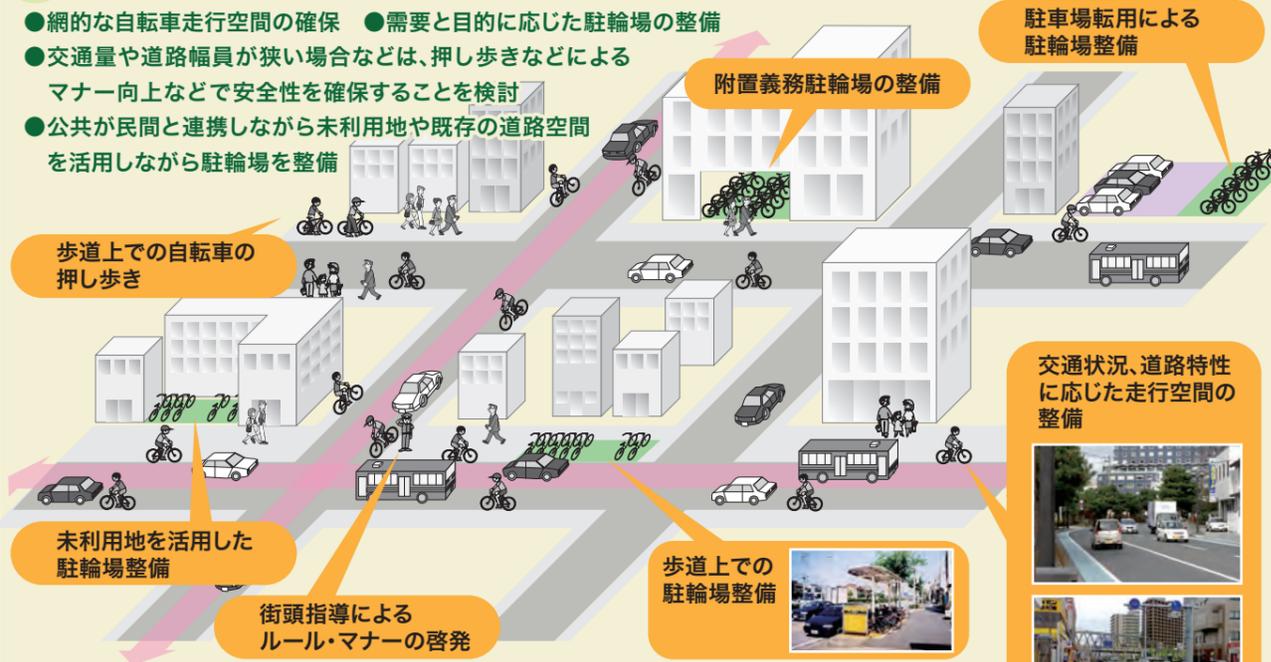


重点地区

通勤や買物など目的施設への利用が多く、その周辺も含めた“都心居住”が促進している『都心部』は、近年、自転車利用が増加しています。また、周辺居住者等が地下鉄やJRへの乗り継ぎのために自転車を利用する『駅周辺』についても、自転車利用が増加しています。

これらの地域では、走行や駐輪における課題発生が顕著であり、今後もまちのコンパクト化により居住者が集積し、自転車利用が増えていく可能性もあることから、重点地区として位置づけ、集中的・重点的に対策を実施します。

『都心部』における施策展開イメージ



『駅周辺』における施策展開イメージ

